

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答
1 動物「爬虫類、両生類、昆虫類」の保全種指定について	1 指定の方法・根拠について、科学的根拠に乏しく、客観性を欠き、恣意的とも受け取られかねない内容である。(28)	全ての動植物の現状調査を実施することは難しく、指定の検討にあたっては既存の資料に頼らざるを得ません。指定が恣意的とならないように、パブリックコメント等の意見も審議会においても議論して頂いております。また審議会以外の専門家にも意見を伺い、今回の指定に至っております。
	2 審議会の他に外部の専門家にも意見を聞いて検討して欲しい。(6)	審議会の他に外部の専門家3名(昆虫類1名、両生・爬虫類1名、植物1名)に意見を伺っております。
	3 他法令にて規制されている種を市の条例にて重複指定する必要はないのではないのでしょうか。(8)	他法令を所管する関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全活動がより効果的になると考えております。
	4 乱獲や売買が行われている種のみを指定すべきです。(1)	種の保全の観点より指定を行います。乱獲や売買が行われていなくても、個体数が少なく、絶滅の恐れがあると判断されるものは、指定の対象となります。
	5 保全種の指定の前に、森林の乾燥化につながる道路をなくして自然に戻すべきです。(1)	道路は、地域住民や市民の生活に必要な施設と認識しております。ご指摘の影響については、今後の整備や事業のチェック項目として活かしていきたいと思っております。
	6 保護地区の指定を行うことで、保全種の指定は必要なくなるのではないのでしょうか。(1)	保全種を将来にわたって保護することが必要な地区としており、保全種の指定が前提となります。
	7 ヤエマイガメは、他の島においてその土地の生態系に影響を与えている。指定が他の島における駆除において問題となるのではないのでしょうか。(1)	石垣市の条例で定める指定が他の市町村まで及ぶことはありません。
	8 ヤエヤマカマキリについて、調査が不十分である。(1)	全ての動植物の調査を実施するには、膨大な経費と時間を要し、現実的に困難です。よって今回の指定は、既存の資料を基に検討することとしております。
	9 イサキワモンベニヘビについて、調査が不十分である。(1)	全ての動植物の調査を実施するには、膨大な経費と時間を要し、現実的に困難です。よって今回の指定は、既存の資料を基に検討することとしております。
	10 昆虫類について、素案の指定に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
	11 昆虫類について、素案の指定に反対します。(2)	保全種に指定する種は、分布や個体の特殊性、個体数の少なさ、乱獲の懸念がある等、絶滅が危惧されることから保全の必要性が認められます。
	12 昆虫類は、採集行為による影響は小さい。(14)	一般の採集行為による影響は、影響を受ける種の状態(生息数)や採集行為を行う者の数、採集方法によって、その影響が増減するものと考えております。
	13 オキナワシゲコノロウを保全種に指定すべきだと考えます。(オオヒキガエルといった要因で急激に減少している)(1)	検討した結果、今回は「指定の必要なし」という判断になりました。
	14 クワガタ類は、子供たちにとって興味深い昆虫なので、採集規制は反対します。(1)	指定する種は、絶滅が危惧される種としております。保全が必要かどうかの視点で議論し、指定の検討を行っております。
	15 チャイロマルバネクワガタの個体数が減っているという根拠が示されていない為、保全種指定に反対します。(11)	チャイロマルバネクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見を頂いております。
	16 チャイロマルバネクワガタの保全種指定に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。

※()内の数字は、同じ意見の数

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答
17	チャイロマルバネクワガタは西表島にも生息。石垣では、野底岳、於茂登岳、屋良部岳等に生息。よって局所的な分布の意味が理解できません。(1)	ここでいう「局所的な分布」とは、全国でも八重山諸島のみ分布していることを指しています。
18	チャイロマルバネクワガタの生態は明らかになっていません。今後の保全の為に採集を容認し、アマチュア研究者を活用してはいかがでしょうか。(1)	まずは捕獲・採集に規制をかけ、種の保全を図っていきます。アマチュア研究者の活用については、今後検討していきたいと思えます。
19	ヤエヤママルバネクワガタの個体数が減っているという根拠が示されていない為、保全種指定に反対します。(8)	ヤエヤママルバネクワガタは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、個体数が少なく乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
20	ヤエヤママルバネクワガタの保全種指定に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
21	ヤエヤママルバネクワガタの発生樹木を荒らす行為を禁止すべきではないでしょうか。(2)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思えます。
22	ヤエヤマノキリクワガタについては、採集行為による影響は小さく、明確な根拠が示されていない為、保全種指定に反対します。(7)	ヤエヤマノキリクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
23	ヤエヤマノキリクワガタの保全種指定に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
24	オトウスアヤカミキリについては、採集行為による影響は小さく、保全種指定に反対します。(1)	一般の採集行為による影響は、影響を受ける種の状況(生息数)や採集行為を行う者の数、採集方法によって、その影響が増減するものと考えております。ご意見のあった種については、売買目的の乱獲等も懸念され、それらを検討した結果、絶滅が危惧される種と判断し、保全種に指定しております。
25	イガキケウスバカミキリについては、採集行為による影響は小さく、保全種指定に反対します。(5)	
26	ベニホシカミキリについては、採集行為による影響は小さく、保全種指定に反対します。(6)	
27	ベニホシカミキリは、要注意種にすべきと考えます。(1)	
28	アサヒナキマダラセリの保全種指定に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
29	アサヒナキマダラセリの個体数が減少している具体的な根拠(調査結果)はあるのでしょうか。(1)	環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧(NT)に、沖縄県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類されております。
30	コハチョウについて、乱獲の事実や個体数が減っているというデータがあるのでしょうか。(3)	個体数が減少は確認されておきませんが、県の天然記念物に指定されており、商業目的の乱獲を危惧して指定しております。
31	学術研究等による除外規定の認可基準や手続き方法については、事前に公表して欲しい。(5)	条例第28条の規定による「学術研究上」の取り扱いについては、別途、「石垣市自然環境保全条例第28条に係る届出・承認に関する取扱要綱」を定めましたのでご確認下さい。
32	捕獲・採取の許可を受けた者には、腕章等を配布して欲しい。(2)	頂いたご意見は、今後検討していきたいと思えます。

※()内の数字は、同じ意見の数

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答	
33	アマチュア研究者にも学術研究上の除外規定に含めて欲しい。(10)	条例第28条の規定による「学術研究上」の取り扱いについては、別途、「石垣市自然環境保全条例第28条に係る届出・承認に関する取扱要綱」を定めましたのでご確認ください。	
34	一般の採集者にも事前申請と事後報告(採集報告)を条件として捕獲・採取を認める制度にし欲しい。(5)	条例上規定する届出・承認による捕獲・採集が認められる「学術研究上」には、一般の採集者を対象としておりません。	
35	保全種は、捕獲・採取を禁止するのではなく、捕獲・採取個数の制限を設けてはいかがでしょうか。(1)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。	
36	種の指定による保全ではなく、生息地の保護のみ。保護地区以外は、採集を認めて欲しい。(5)	条例で保護地区は、保全種を将来にわたって保護することが必要な地区と規定しており、保全種の指定が前提となります。今回は条例に基づいた指定を行うこととしております。	
37	乱獲や商業目的の大量採集は防ぐべきです。(3)	保全種の指定を行うことにより、乱獲や大量採集を防止することになると考えています。	
38	ネット、ペットショップ等での売買を禁止とすべきです。(2)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。	
39	指定により希少価値が上がりかえって違法行為が増えるのではないのでしょうか。(4)	指定後は、パトロールの強化を図り対策をとっていききたいと思います。	
2 植物の 保全種 指定	40	動物の指定が恣意的で、指定した方の資質に疑義があり、よって植物指定も信頼がおけない。(1)	全ての動植物の現状調査を実施することは難しく、指定の検討にあたっては既存の資料に頼らざるを得ません。指定が恣意的とならないように、パブリックコメント等の意見も審議会においても議論して頂いております。また審議会以外の専門家にも意見を伺い、今回の指定に至っております。
	41	現状把握(調査)が十分にされていない。(1)	全ての動植物の調査を実施するには、膨大な経費と時間を要し、現実的に困難です。よって今回の指定は、既存の資料を基に検討することとしております。
	42	指定の必要性はないと思います。(1)	絶滅が危惧される種については、指定により保全していきたいと考えております。
	43	野生のランは、採集禁止に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
	44	ネット、ペットショップ等で売買する者に規制をすべき(違反業者はメディアにて公表) (1)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。
3 保護地区の 指定	45	指定の根拠が薄いと思います。(3)	保全種の主要な生息地・繁殖地であるエリアを保護地区に指定しております。
	46	国立公園の特別保護地区と重複して保護地区を指定する必要があるのでしょうか。(3)	所管する環境省との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全活動がより効果的になると考えております。
	47	保護地区の線引き(指定)は、速やかにして欲しい。(1)	平成27年5月1日より保護地区が指定(線引き)しました。
	48	素案のとおり、賛成する。(4)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
	49	保護地区の指定は行わず、現状のままで良いと思います。(16)	保全種を将来にわたって保護することが必要な地区として、保護地区の指定は必要と考えております。

※()内の数字は、同じ意見の数

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答	
50	保護地区は、最小限に留めて欲しい。(2)	保全種を将来にわたって保護することが必要な範囲にとどめることとしております。	
51	於茂登岳全体を含めるのは反対です。(3)	於茂登岳を含む於茂登岳周辺が、保全種の主要な生息地・繁殖地とされておりますので、今回、於茂登岳全体が保護地区に含まれております。	
52	於茂登岳の登山道は、保護地区より除外して欲しい。(5)	保全種を将来にわたって保護することが必要な地区として指定していますので、今回、登山道を保護地区の対象外としておりません。	
53	保護地区は、於茂登岳山頂付近に限定すべきであると思います。(5)	於茂登岳山頂付近だけでは、不十分であるとの判断に至っております。	
54	ゲンゴロウ科、ミススマシ科、ガムシ科、ホリガムシ科の生息地は、早急に保全されるべきです。(3)	ご意見に挙げられた種の生息地の保全については、情報収集に努め、今後の検討課題としていきたいと思っております。	
55	ヤエヤママルバネクワガタの生息地域(発生木)は、保護すべきであると思います。(1)	保護地区を保全することにより、発生木を含む生息地域を保護していきたいと思っております。	
56	島の大半を保護地区にするようにみえます。保護地区は限定されるべきです。(1)	保護地区は、於茂登岳周辺となっており、島の大半を占めるものではありません。	
57	指定により節度ある採集者いなくなり、かえって悪質な採集者を監視する者がいなくなるのではないのでしょうか？(1)	パトロールの強化を図り監視に努めてまいります。	
4 保護地区内の規制について	58	素案に賛成します。(1)	ご意見頂き、ありがとうございました。参考にさせていただきます。
	59	保全種以外の種まで捕獲・採取を禁止しているのはなぜですか？(3)	今回、保全種以外の種について、捕獲・採取禁止の規制を見送りました。保護地区内では、出来るだけ捕獲・採取を控えていただく呼び掛けを行い、しばらく状況を見ることとしております。
	60	売買目的の大量採集を規制すべきである。(1)	保全種の指定及び保護地区の指定により、大量採集を減らすことができると考えております。
	61	保護地区は、立ち入り禁止とし、立ち入りは許可制とするが、地元住民の生活には配慮する。(2)	今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思っております。
	62	於茂登岳は、登山自体禁止にすべきです。(1)	今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思っております。
	63	(林道も畑も)開発しない地区とするなら、指定の意味がある。(1)	保護地区内は、国立公園内となっており、開発については自然公園法に基づく規制がかかっております。
	64	保護地区は、開発行為を禁止とすべきです。(9)	保護地区内については、国立公園内となっており、開発については自然公園法に基づく規制がかかっておりますので、別途、開発規制を設けることは考えておりません。
	65	保護地区は、森林伐採を禁止とすべきです。(5)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思っております。
	66	保護地区は、農薬の使用を規制すべきです。(1)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思っております。

※()内の数字は、同じ意見の数

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答	
67	外灯により影響を受ける昆虫もいる。夜間灯火の制限も実施すべきです。(1)	外灯は、地域住民にとって防犯上並びに交通安全上必要な設備となっております。頂いたご意見は、関係機関と共有し、必要最小限のものとなるよう調整していきたく思います。	
68	規制にあたっては、現地に分かりやすい注意喚起の看板を設置して欲しい。(1)	現地に注意喚起の看板を設置していきます。	
69	トラップは届出制とし、トラップに所有者情報を明記させ、大量トラップや違法トラップを撤去処分できる制度を提案します。(1)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。	
5 その他	70	客観的な根拠に基づく判断が可能な第三機関に種指定の策定を依頼すべきです。(1)	審議会及びパブリックコメントの他、外部の専門家の意見を伺い、検討を進めていきたくと考えております。第三機関への指定の依頼は考えておりません。
	71	審議会委員には、大学の教授や博物館学芸員といった学術的に認められた者を選任すべきである。(10)	審議会及びパブリックコメントの他、外部の専門家の意見を伺い、検討を進めていきたくと考えております。審議員の変更は考えておりません。
	72	石垣市の規制により竹富町に採集者の集中が起こり悪影響が考えられるが、竹富町との協議はおこなっているのか？(1)	竹富町との協議は、行っておりません。指定後、情報提供していきます。
	73	市議会では、虫屋と呼ばれる人達を排除する意見が大半を占めていると聞いています。(1)	そのような事実は、ございません。
	74	審議会、根拠資料共適切ではないため、素案を白紙に戻すべきです。(4)	皆さまから頂いたご意見並びに最新の知見等を参考にし、検討を重ねていきたくと考えております。
	75	取り締まりは、継続的に行っていく必要があります。(2)	継続的に実施できるよう体制を整えたいと思います。
	76	パトロールを強化して欲しい。(2)	関係機関と連携し、パトロールの強化を図ってまいります。
	77	パトロールでの声掛け・取り締まりについては、行き過ぎがないようにして欲しい。(5)	パトロールにおける声掛け・取り締まりは、相手の者に不快な思いをさせないよう、行き過ぎがないように注意して実施致します。
	78	空港・港での検査を実施すべきである。(1)	現在のところ、空港及び港での検査は考えておりません。
	79	外来種(オヒキガエル等)の駆除も行ってほしい。(2)	環境省において、オヒキガエルの駆除を毎年実施しております。
	80	開発による生息地の破壊を防ぐべきである。(9)	関係機関と連携し、希少野生動植物の保全に努めてまいります。
	81	土地利用や森林伐採の制限も重要な保全策の一つである。(2)	関係機関と連携し、希少野生動植物の保全に努めてまいります。
	82	定期的なモニタリングを継続的に実施して欲しい。(6)	モニタリングには、膨大な予算を必要となります。また種によっては、モニタリングの方法が確立されていないものもあり、市単独での実施は難しいと考えております。環境省や県と連携しながら検討していきたく思います。
83	アマチュアの研究家(採集家)による功績は大きく、アマチュアの研究家を締め出すことは、この分野においてマイナスである。(27)	アマチュア研究家を締め出すことが目的ではありません。	

※()内の数字は、同じ意見の数

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント(参考意見)整理表

番号	パブリックコメント(参考意見) (要約)	パブリックコメント(参考意見)に対する回答
84	一部の悪徳業者の為に多くの昆虫採集家を締め出す規制には反対します。(2)	悪徳業者の排除を目的とした指定ではなく、絶滅が危惧される種の保全を目的としております。
85	保全すべき生物の減少を採集者のせいに責任転嫁して、乱開発し続けるのはおかしい。(1)	生物の個体数減少を採集者及び採集行為に責任転嫁しているわけではありません。また乱開発も行っておりませんし、認めてもおりません。
86	昆虫採集の楽しみを奪わないで欲しい。(10)	昆虫採集も昆虫が絶滅してしまえば、永久に出来なくなります。絶滅が危惧されている種については、指定による捕獲・採取禁止等の規制が必要であると考えております。
87	子供たちにとって、昆虫採集の体験は、地域の自然を知ることだけでなく、自然環境について多くの事を学ぶ場となります。子供たちの昆虫採集の機会は残してほしい。(12)	昆虫採集の機会及びフィールドが狭まることにはなりますが、石垣島にはまだ十分に自然と触れ合える場所が残っております。
88	自然に触れる機会を奪うことは、将来の生物多様性の保全や評価を担う若手育成に大きな障害となる。(4)	自然と触れ合う機会が狭まることにはなりますが、石垣島にはまだ十分に自然と触れ合える場所が残っております。
89	昆虫採集により、昆虫の生態解明が進み、その生態解明が今後の保全にも多くを寄与します。(12)	学術研究上にあつては、届け出・承認により、採集の機会が設けられております。
90	自然に触れる機会を奪うことで、日本古来の自然に対する感受性が失われるのではないのでしょうか。(1)	素案に指定された場所以外にも石垣島には自然と触れ合える場所が多く残っております。
91	採集目的で来島する観光客も多い。経済効果も考慮すべきである。(16)	将来の世代にもその経済効果の恩恵が受けられるよう、希少な動植物がいる豊かな石垣島の自然を保全すべきであると考えております。
92	昆虫採集が「悪」とあるという偏見は、脱却すべきです。(1)	昆虫採集は悪であるという考えは持っておりません。今回、全ての種に対し昆虫採集を禁止した内容とはなっておりません。
93	今後は、森林、自然林の回復に取り組むべきです。そうすれば、昆虫採集が楽しめるエリアができます。(1)	まずは、保全に取り組んでいきたいと考えております。頂いたご意見は、今後検討していきたいと思っております。
94	いったん指定してしまうと、その後個体数が増えても、将来の子供たちから採集機会を奪ってしまうのではないのでしょうか。(1)	個体数が増える等、絶滅の恐れがなくなれば、指定から外していく考えです。指定の参考になっている環境省レッドリストや沖縄県レッドデータブックも定期的に改訂されています。石垣市でも約5年毎の見直しを行うこととしていますので、その時の状況に応じて改定していきます。
95	遊漁券ならぬ遊虫券(1日券1,000円)を検討してみたいかでしょうか。(3)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。
96	人為的に増やす増殖事業も必要なのではないのでしょうか。(2)	頂いたご意見は、今回は見送らせていただきました。今後の検討項目として預からせていただきたいと思います。
97	昆虫の売買は悪いことなのでしょうか？(1)	売買自体が悪いとは考えておりません。ただ大量採集や乱獲に繋がるのではと危惧しているところです。

※()内の数字は、同じ意見の数